

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■ 行政庁への書類の提出や新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業について

事業報告等について、多くの法人で6月末に行政庁への提出期限を迎えたことと思いますが、中には、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、提出が遅れている法人もおられるのではないのでしょうか。

既に公益法人 information に掲載している「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人等の運営に関するお知らせ」でお示ししているとおり、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、事業計画書、収支予算書、財産目録、計算書類、事業報告などの書類の行政庁への提出が遅れる場合は、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業を開始されている法人もおられるかと思えます。こちらについても、上記の「お知らせ」でお示ししているとおり、①既存の公益目的事業における受益の対象や規模が拡大するに止まるなど、事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、事後の変更届出で済みますし、②既存の公益目的事業の範囲を超える場合には変更認定申請が必要ですが、事業開始後の合理的な期間内に提出いただければ、行政庁としては、今般の状況を斟酌して対応いたします。

以上、改めて、お知らせいたします。

このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから
<https://www.koeki-info.go.jp/other/maimagazine.html>

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL: 03-5403-9586

Mail: koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

COPYRIGHT (C) 2020 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。